

栃ト協発第49号
平成29年6月14日

会 員 各 位

一般社団法人栃木県トラック協会
会 長 笠 原 秀 人
(公印省略)

貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部改正について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素は、当協会の事業運営にご尽力賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、国土交通省より標記の件について、下記のとおり改正する旨の通知がありました。
つきましては、本趣旨をご理解のうえ、貴事業所における運行管理者等に対する周知徹底方をお願い申し上げます。

記

I. 乗務等の記録（第8条関係）

車両総重量が8トン以上又は最大積載量が5トン以上の普通自動車である事業用自動車について、次に掲げる事項（ロ以下）を追加する。

イ) 貨物の積載状況

ロ) 荷主の都合により集荷又は配達を行った地点（以下「集荷地点等」という。）で待機した場合にあっては、次に掲げる事項

- (1) 集荷地点等
- (2) 集荷地点等への到着の日時を指定された場合にあっては、当該日時
- (3) 集荷地点等へ到着した日時
- (4) 集荷地点等における荷積み又は荷卸しの開始及び終了の日時
- (5) 集荷地点等で、貨物の荷造り、仕分その他の貨物自動車運送事業に付帯する業務（以下、「付帯業務」という。）を実施した場合にあっては、付帯業務の開始及び終了の日時
- (6) 集荷地点等から出発した日時

※但し、集荷地点等における到着日時から出発日時までの時間のうち、待機時間が30分未満の場合は、記録を省略して差しつかえない。

II. 適正な取引の確保（第9条の4関係）

荷主の都合による集荷地点等における待機についても、運転者の過労運転につながるおそれがあることから、輸送の安全を阻害する行為の一例として加える。

公 布： 平成29年5月31日

施 行： 平成29年7月 1日

問い合わせ 適正化事業部 028-684-5882
記載例等につきましては、協会ホームページ又は
適正化ホームページに掲載しております。

「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正について（新旧対照表）

新				旧			
		国自総第	510号			国自総第	510号
		国自貨第	118号			国自貨第	118号
		国自整第	211号			国自整第	211号
		平成 15年	3月 10日			平成 15年	3月 10日
	一部改正	国自総第	330号		一部改正	国自総第	330号
		国自貨第	94号			国自貨第	94号
		国自整第	96号			国自整第	96号
		平成 18年	10月 27日			平成 18年	10月 27日
	一部改正	国自総第	588号		一部改正	国自総第	588号
		国自貨第	165号			国自貨第	165号
		国自整第	180号			国自整第	180号
		平成 19年	3月 30日			平成 19年	3月 30日
	一部改正	国自安第	55号		一部改正	国自安第	55号
		国自貨第	73号			国自貨第	73号
		国自整第	48号			国自整第	48号
		平成 21年	9月 28日			平成 21年	9月 28日
	一部改正	国自安第	119号		一部改正	国自安第	119号
		国自貨第	116号			国自貨第	116号
		国自整第	93号			国自整第	93号
		平成 21年	11月 20日			平成 21年	11月 20日
	一部改正	国自安第	9号		一部改正	国自安第	9号
		国自貨第	12号			国自貨第	12号
		国自整第	7号			国自整第	7号
		平成 22年	4月 28日			平成 22年	4月 28日
	一部改正	国自安第	169号		一部改正	国自安第	169号
		国自貨第	140号			国自貨第	140号
		国自整第	144号			国自整第	144号
		平成 23年	3月 31日			平成 23年	3月 31日
	一部改正	国自安第	77号		一部改正	国自安第	77号
		国自貨第	82号			国自貨第	82号
		国自整第	148号			国自整第	148号
		平成 24年	4月 16日			平成 24年	4月 16日
	一部改正	国自安第	32号		一部改正	国自安第	32号
		国自貨第	11号			国自貨第	11号
		国自整第	35号			国自整第	35号

	平成 25年 5月 1日
一部改正	国自安第 210号
	国自貨第 98号
	国自整第 244号
	平成 25年 12月 16日
一部改正	国自安第 282号
	国自貨第 132号
	国自整第 349号
	平成 26年 3月 4日
一部改正	国自安第 203号
	国自貨第 61号
	国自整第 291号
	平成 26年 12月 25日
一部改正	国自安第 104号
	国自貨第 55号
	平成 27年 8月 12日
一部改正	国自安第 156号
	国自貨第 91号
	国自整第 240号
	平成 27年 11月 9日
一部改正	国自安第 71号
	国自貨第 31号
	平成 28年 7月 1日
一部改正	国自安第 200号
	国自貨第 115号
	国自整第 295号
	平成 29年 1月 13日
一部改正	国自安第 254号
	国自貨第 167号
	国自整第 368号
	平成 29年 3月 10日
一部改正	国自安第 47号
	国自貨第 34号
	国自整第 65号
	平成 29年 6月 8日

	平成 25年 5月 1日
一部改正	国自安第 210号
	国自貨第 98号
	国自整第 244号
	平成 25年 12月 16日
一部改正	国自安第 282号
	国自貨第 132号
	国自整第 349号
	平成 26年 3月 4日
一部改正	国自安第 203号
	国自貨第 61号
	国自整第 291号
	平成 26年 12月 25日
一部改正	国自安第 104号
	国自貨第 55号
	平成 27年 8月 12日
一部改正	国自安第 156号
	国自貨第 91号
	国自整第 240号
	平成 27年 11月 9日
一部改正	国自安第 71号
	国自貨第 31号
	平成 28年 7月 1日
一部改正	国自安第 200号
	国自貨第 115号
	国自整第 295号
	平成 29年 1月 13日
一部改正	国自安第 254号
	国自貨第 167号
	国自整第 368号
	平成 29年 3月 10日

各 地 方 運 輸 局 自 動 車 交 通 部 長 殿
関 東 ・ 近 畿 運 輸 局 自 動 車 監 査 指 導 部 長 殿
各 地 方 運 輸 局 自 動 車 技 術 安 全 部 長 殿
沖 縄 総 合 事 務 局 運 輸 部 長 殿

自動車局安全政策課長
自動車局貨物課長
自動車局整備課長

貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について

鉄道事業法等の一部を改正する法律（平成14年法律第77号）が平成15年4月1日から施行されることに伴い、貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成2年運輸省令第22号。以下「規則」という。）について見直しが行われたところであるが、これに併せ、過去の通達により周知徹底されてきた各規定の趣旨及び施行に当たっての留意点のうち、現在もその意義を有しているもの並びに今回の見直しにおいて改正された規定のうち重要なものの趣旨及び施行に当たっての留意点について整理の上、下記のとおりとりまとめたので、業務の実施に遺漏なきよう取り計らわれたい。

なお、本通達の制定に伴い、「貨物自動車運送事業輸送安全規則の細部取扱について」（平成2年9月20日付け貨技第88号。以下「旧通達」という。）は、本年3月31日限りで廃止する。

記

第1条～第7条 （略）

第8条 乗務等の記録

1. 乗務等の記録は乗務員の乗務の実態を把握することを目的とするものであることから、事業者に対し、次の要領で記録し、過労の防止及び過積載による運送の防止等業務の適正化の資料として十分活用するよう指導すること。
- (1) 10分未満の休憩については、その記録を省略しても差しつかえない。
- (2) 規則第3条第8項に規定する乗務の基準に定められたとおり運行した場合には、乗務基準どおり運行した旨を記録し処理することとして差しつかえない。
- (3) 規則第8条第1項第6号イについては、過積載による運送の有無を判断するために記録するものであるので、貨物の重量又は貨物の個数、貨物の荷台等への積付状況等を可能な限り詳細に記録させること。

また規則第8条第1項第6号ロについては、集貨地点等における到着日時から出発日

各 地 方 運 輸 局 自 動 車 交 通 部 長 殿
関 東 ・ 近 畿 運 輸 局 自 動 車 監 査 指 導 部 長 殿
各 地 方 運 輸 局 自 動 車 技 術 安 全 部 長 殿
沖 縄 総 合 事 務 局 運 輸 部 長 殿

自動車局安全政策課長
自動車局貨物課長
自動車局整備課長

貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について

鉄道事業法等の一部を改正する法律（平成14年法律第77号）が平成15年4月1日から施行されることに伴い、貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成2年運輸省令第22号。以下「規則」という。）について見直しが行われたところであるが、これに併せ、過去の通達により周知徹底されてきた各規定の趣旨及び施行に当たっての留意点のうち、現在もその意義を有しているもの並びに今回の見直しにおいて改正された規定のうち重要なものの趣旨及び施行に当たっての留意点について整理の上、下記のとおりとりまとめたので、業務の実施に遺漏なきよう取り計らわれたい。

なお、本通達の制定に伴い、「貨物自動車運送事業輸送安全規則の細部取扱について」（平成2年9月20日付け貨技第88号。以下「旧通達」という。）は、本年3月31日限りで廃止する。

記

第1条～第7条 （略）

第8条 乗務等の記録

1. 乗務等の記録は乗務員の乗務の実態を把握することを目的とするものであることから、事業者に対し、次の要領で記録し、過労の防止及び過積載による運送の防止等業務の適正化の資料として十分活用するよう指導すること。
- (1) 10分未満の休憩については、その記録を省略しても差しつかえない。
- (2) 規則第3条第7項に規定する乗務の基準に定められたとおり運行した場合には、乗務基準どおり運行した旨を記録し処理することとして差しつかえない。
- (3) 車両総重量が8トン以上又は最大積載量が5トン以上の普通自動車である事業用自動車に乗務した場合にあっては、貨物の積載状況の記録を義務付けているが、これは、過積載による運送の有無を判断するために記録するものであるので、貨物の重量又は貨物の個数、貨物の荷台等への積付状況等を可能な限り詳細に記録させること。

時までの時間のうち、業務（荷積み、荷卸し、附帯作業等）及び休憩に係る時間を
控除した時間（以下「待機時間」という。）が30分未満の場合は、記録を省略して差
しつかえない。なお荷主の都合とは、事業者としての運行計画又は運行指示によら
ない、荷主の指示等によるものをいい、事業者の都合により生じた待機時間は、こ
れに含まない。

附 則 （略）

附 則 （平成29年6月8日付け国自安第 47号、国自貨第 34号、国自整第 65号）
改正後の通達は、平成29年7月1日から施行する。

附 則 （略）

【改正の概要】

(1)乗務等の記録(第8条関係)

第8条では、一般貨物自動車運送事業者及び特定貨物自動車運送事業者(以下「一般貨物自動車運送事業者等」という。)は、事業用自動車に係る運転者の乗務について、当該乗務を行った運転者ごとに休憩又は睡眠をした場合の地点・日時等の記録をするよう定めているところ、荷主の都合により集貨または配達を行った地点(以下「集貨地点等」という。)で待機した場合にあっては、次に掲げる事項について記録しなければならない。

(1)集貨地点等

(2)集貨地点等への到着の日時を荷主から指定された場合にあっては、当該日時

(3)集貨地点等に到着した日時

(4)集貨地点等における荷積み又は荷卸しの開始及び終了の日時

(5)集貨地点等で、貨物の荷造り、仕分その他の貨物自動車運送事業に附帯する業務(以下「附帯業務」という。)を実施した場合にあっては、附帯業務の開始及び終了の日時

(6)集貨地点等から出発した日時

についても乗務記録の対象として新たに追加することとする。(ただし、車両総重量が8トン以上又は最大積載量が5トン以上の車両を対象とする。)

(2)適正な取引の確保(第9条の4関係)

第9条の4では、一般貨物自動車運送事業者等は、輸送の安全を阻害する行為を防止するため、荷主と密接に連絡し、及び協力して、適正な取引の確保に努めなければならないと定めているところ、荷待ち時間を解消するためには荷主の理解と協力が不可欠であることから、荷主の都合による荷待ち時間に起因する運転者の過労運転又は過積載による運送の防止についても、適正な取引の確保の努力義務の目的として新たに追加することとする。

【公布・施行】

公 布：平成29年5月31日

施 行：平成29年7月1日

乗務内容等を運転者に記録させ、その記録を1年間保存しなければならない

乗務記録

- ①運転者名
- ②乗務した自動車の登録番号又は車番
- ③乗務の開始・終了地点及び日時、経過地点、乗務距離
- ④運転交替地点及び日時
- ⑤休憩・睡眠の地点・日時
- ⑥貨物の積載状況（総重量8t・積載量5t以上）
- ⑦事故・著しい運行の遅延、異常な状態発生の原因等
- ⑧運行指示書が必要な運行になった場合の指示・内容



改正後の追加内容 (荷主の都合で待機した場合)

総重量が8t以上
最大積載量が5t以上

- (1) 集貨地点等
- (2) 集貨地点等への到着の日時を荷主から指定された場合にあっては、当該日時
- (3) 集貨地点等に到着した日時
- (4) 集貨地点等における荷積み又は荷卸しの開始及び終了の日時
- (5) 集貨地点等で、貨物の荷造り、仕分その他の貨物自動車運送事業に附帯する業務（以下「附帯業務」という。）を実施した場合にあっては、附帯業務の開始及び終了の日時
- (6) 集貨地点等から出発した日時

車両登録番号

車両番号

宇都宮100
あ ○○○○

10
トン車

乗務開始終了日時、距離

乗務日報

平成○○年○○月○○日 天気

運転者名

会社名

(株)○×運送 宇都宮営業所

乗務開始地	時刻	乗務終了地	時刻	勤務時間	時刻	乗務杆
車庫	8:00	道の駅○○	20:30	始業時刻	7:30	410 km
メーター指数	123456	メーター指数	123866	終業時刻	20:30	

荷主名	貨物				出発地	時刻	到着地	時刻	実車 km	空車 km	運賃		
	品名	数量	総重量	積載状況							基本料金	割増金	合計
○○工業	プラスチック	100	2 トン	良	宇都宮	9:00	仙台	13:00					
					メーター指数	3466	メーター指数	3716					
○○産業	金属部品	20	6 トン	良	仙台	15:30	郡山	19:00					
					メーター指数	3736	メーター指数	3866					
			トン										
					メーター指数		メーター指数						
合 計													

貨物積載状況

着色部、記載が必要な部分

経由地

荷主から指定された到着時間
 集貨地点への到着及び出発日時
 荷積み荷卸し開始・終了日時
 附帯業務の開始・終了日時(実施した場合)

時間	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	計	合計	拘束時間	
乗務の開始・終了・運転 交代の地点と経過地点																						時間	分	時間	分
労働時間																						7	30	11	30
運転																						4	00		
運転以外の業務																									
休憩・仮眠時間																						1			
業務内容(運転除く) 休憩・休息の地点名																									
カーフェリー																									
休息期間																									

休憩地点・日時

乗務途中において、運行指示が変更になった場合、※

次の※印欄に年月日、場所、経路など必要指示伝達事項及び指示した運行管理者名を記入すること。

事故・著しい運行の遅延、異常な状態発生の原因等

事故、著しい運行の遅延
その他異常な状態と、
その概要・原因

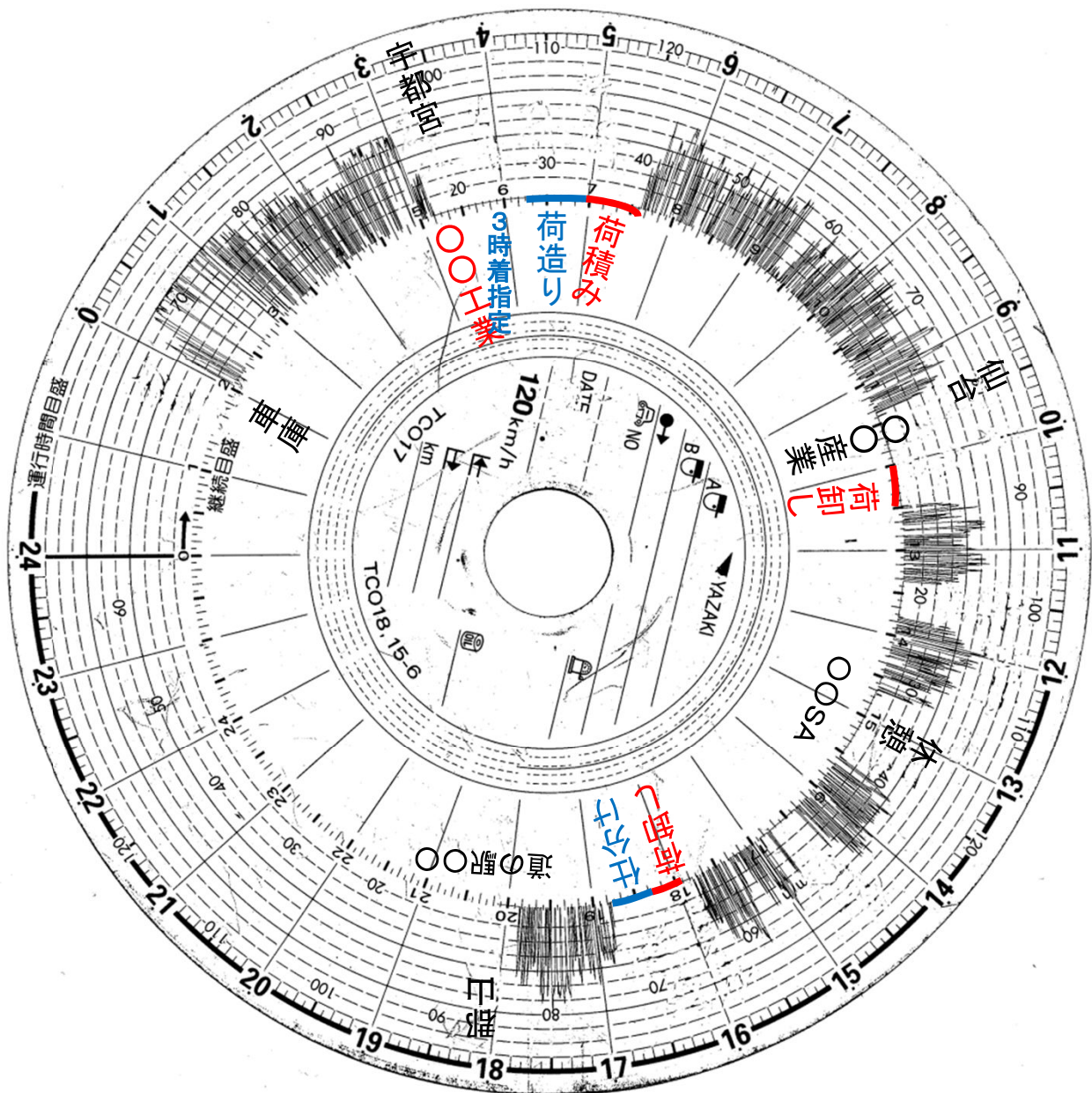
東北自動車道 大雪のため○○時間待機

運転交替地点及び日時

備考

乗務途中において、運行指示が変更になった場合、※

次の※印欄に年月日、場所、経路など必要指示伝達事項及び指示した運行管理者名を記入すること。



運転者名

車両登録番号

乗務開始終了日時、距離

株式会社〇〇運輸
宇都宮営業所

運 転 日 報

P01 [2.2.11.6364]
出力日 17/0/00

日報番号	12000400001671	乗務員	99999999 デパート	出庫メータ	288,461.81	出庫日時	2017/00/00 23:36	走行時間	9:30
運行日	2017/00/00 (土)	車両	宇都宮 800 あ〇〇〇〇	入庫メータ	288,850.41	入庫日時	2017/00/00 14:17	アイドル時間	0:00
天候		車種	小型二層式冷蔵冷凍車	走行距離	388.59	稼働時間	14:40	停止時間	5:09
				実車/空車距離	295.55/ 93.05	一般/高速/専用道距離	264.17/ 124.41/ 0.02		

センター長	課長	係長
安全	経済	総合
A	A	A
100.0	100.0	100.0
		燃費
		6.50
		km/L
		CO2
		157
		kg-CO2

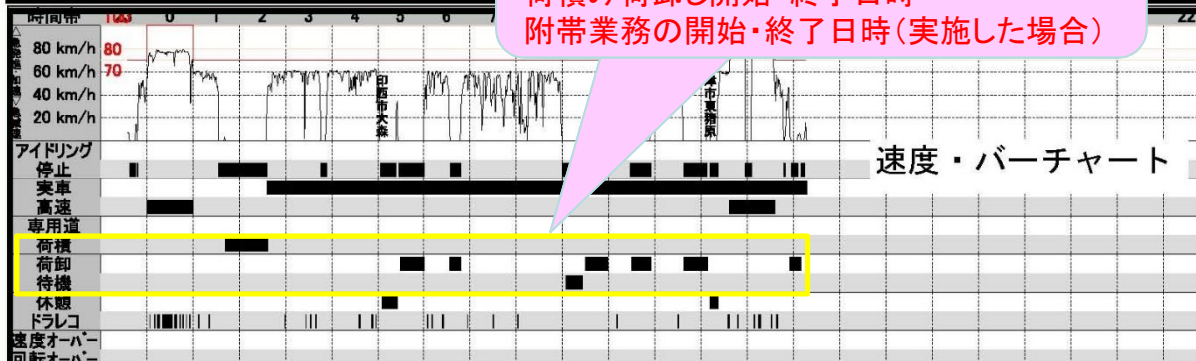
No	作業	着業配先	着住所	着日時	発日時	作業時間	走行距離	所要時間	温度F	温度R	品温	重量	積載	コース
1	出庫	〇×運輸 車庫	宇都宮市八千代	11/23:36			18.5	19.3						
2	荷積	〇△食品	鶴ヶ島市柳戸町	12/01:42	12/02:36	0:54	93.05	2:05	17.2	18.1			良好	
3	休憩		印西市大森	12/05:05	12/05:25	0:19	93.03	2:29	7.0	7.7				
4	荷卸	△×カントリー	印西市大森	12/05:30	12/06:00	0:30	0.40	0:04	7.1	7.7				
5	荷卸	〇●商事	印旛郡栄町麻生	12/06:34	12/06:48	0:13	20.22	0:33	8.5	9.1				
6	待機		市原市上高根	12/09:05	12/09:25	0:19	61.20	2:17	7.3	8.2				
7	荷卸	××商店	市原市上高根	12/09:30	12/09:58	0:28	0.15	0:04	7.4	8.2				
8	荷卸	△△ストア	木更津市真里谷	12/10:30	12/10:55	0:25	17.12	0:31	8.5	9.4				
9	荷卸	△▽運輸	君津市東猪原	12/11:38	12/12:08	0:30	25.89	0:43	9.8	10.1				
10	休憩		君津市東猪原	12/12:12	12/12:22	0:09	0.94	0:04	13.1	13.8				
11	荷卸	〇×運輸 車庫	船橋市習志野4	12/13:55	12/14:09	0:13	76.47	1:33	12.5	13.3				
12	入庫	〇×運輸 車庫	宇都宮市八千代	12/14:17			0.13	0:07	13.2	13.8				

出社日時	11/23:36
退社日時	12/14:17
就業時間	14:40
深夜時間	5:23
荷積時間	0:54
荷卸時間	2:22
待機時間	0:19
休憩時間	0:29
荷積回数	1
荷卸回数	6
ドラレコ回数	53
出庫前ALC	11/23:30
入庫後ALC	12/14:19
連続走行時間	2:10
最高速 一般	62km/h
最高速 高速	79km/h
最高速 専用道	54km/h
速度Ov回数	0
回転Ov回数	0
急加速・急減速	1 2 3 4

経路地、休憩地点・日時

荷主から指定された到着時間
集貨地点への到着及び出発日時
荷積み荷卸し開始・終了日時
附帯業務の開始・終了日時(実施した場合)

貨物積載状況



速度・バーチャート

給油量	73.00 L	通行料	2,400 3 回
カメイ	73.00 L	(通行料)	
宇佐美	0.00 L		
その他	0.00 L		
(距離)	(474.36 km)		
合計	73.00 L	合計	2,400 3 回
入口IC	出口IC	金額	精算日時
船橋本線(上り)		200	12/00:11
京葉道接続	与野	900	12/00:55
君津	千葉西	1,300	12/13:30

給油量・通行料

点検箇所	点検項目	点検箇所	点検項目	点検箇所	点検項目	点検箇所	点検項目
エンジン	かかり具合・異音	ワイパー	拭き取りの状態	前部タイヤ	亀裂・損傷	ドラムとライニング	すり減り
ブレーキ・ペダル	低速・加速の状態	ブレーキ・オイル	液量	エア・タンク	凍結・凍結防止	非常用器具	非常用器具
駐車ブレーキ・レバー	引きしろ・きき具合	ラジエーター	冷却水の量	後部灯火類	点灯・点滅具合	停止表示板	停止表示板
空気圧計針	空気圧の上り具合	ファン・ベルト	張り具合・損傷	後部タイヤ	空気圧・磨耗	自動車検査証・保険証	自動車検査証・保険証
ブレーキ・バルブ	漏れ音	エンジン・オイル	量・漏れ	後部タイヤ	空気圧・磨耗	整備記録簿携帯	整備記録簿携帯
方向指示器	点滅具合	バッテリー	液量	ブレーキ・チャンバ	凍結・凍結防止	工具	工具
ウインド・ウォッシャー	液量・噴射状態	前部灯火類	点灯・点滅具合		凍結・凍結防止	スベア・タイヤ	スベア・タイヤ
		前部タイヤ	空気圧・磨耗		凍結・凍結防止		